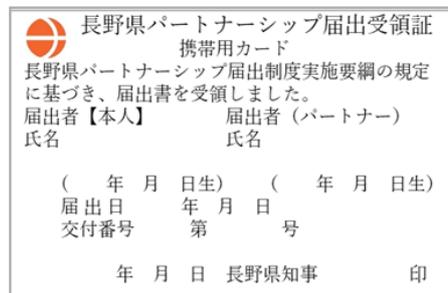


「長野県パートナーシップ届出制度」の適切な運用に向けて 事業者の皆様へのお願い

長野県県民文化部人権・男女共同参画課

1 「長野県パートナーシップ届出制度」とは

- 少なくとも一方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーであることについて県へ届出を行い、県は届出受領証等を交付して、届出があったことを証明する制度です。
※ 戸籍や住民票の記載は変わりません。



- 性の多様性についての御理解と、この制度によるパートナーシップ関係を法律上の婚姻関係や事実婚関係と同様に取り扱うことについての御検討をお願いいたします。
なお、届出受領証等の提示によって知り得た個人情報の取扱いには十分御注意願います。

2 制度に対応するサービスの提供

- パートナーシップ関係にある方へ提供するサービスについて、御検討をお願いいたします。
- なお、既に他の自治体の制度に対応しているサービスには、次のようなものがあります。

参考：民間サービスの例

- 生命保険の受取人にパートナーを指定できる。
- 自動車保険等の配偶者特約において配偶者の定義にパートナーを含める。
- 不動産の賃貸において、パートナーと共に入居する契約を締結できる。
- パートナーがクレジットカードの家族カードを作成できる。
- 住宅ローンの収入合算等において配偶者の定義にパートナーを含める。
- パートナーに家族割引料金を適用する（携帯電話、映画館等）。

3 雇用主としての制度への対応

- パートナーシップ関係にある従業員の方の休暇、給付や福利厚生等について、御検討をお願いいたします。
- なお、県は職員の雇用主として、次の取組を行う予定です。

参考：県の取組

- 職員宿舎への世帯としての入居
- 特別休暇（結婚、家族看護、忌引等）、介護休暇等の取得
- 扶養手当、単身赴任手当、住居手当等の支給
- 職員互助会による互助給付（結婚祝金、死亡弔慰金等）

（参考資料の御紹介）

「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」（長野県）

内容：県職員用の研修資料ですが、御活用ください。

下記にてPDF版を提供しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/guideline.html>



「法律家が教える LGBT フレンドリーな職場づくりガイド」（藤田直介・東由紀 編著／法研）

内容：性的マイノリティの従業員が安心して働ける環境づくりの9つのポイントなど